

平成28年(ワ)第758号 大垣警察市民監視国家賠償請求事件

原告;三輪唯夫外3名

被告;岐阜県、国

原告第14準備書面

岐阜地方裁判所 御中

(民事第2部合議係)

2019年7月22日

上記原告ら訴訟代理人

弁護士	山田秀樹	
同	笹田参三	
同	小林明人	代
同	井上卓也	代
同	山本妙	
同	岡本浩明	代
同	見田村勇磨	代
同	安藤博	代
同	樽井直樹	代
同	原秀一	代
同	清水勉	代
同	武藤糾明	代

原告らは、被告岐阜県の主張（令和元年5月13日付け被告準備書面（4））に対し次のとおり主張する。

第1 上記準備書面の「第1 2018年11月12日付、原告準備書面、に対する反論その1 情報の内容により、収集行為の評価が変化することはあり得ないこと。」に対して

1 原告らは情報を類型化して要保護性に差をつける主張をしていないこと

被告は、「原告らは甲1（代理人注：本件議事録のこと。）記載の情報を、分類することで、情報の要保護性に差異をつけ、収集行為の評価にも差異をつけようと試みる」と主張する。

しかし、原告らはそのような主張をしていない。むしろ逆に、個々の情報を抽象的に類型化して、それぞれの要保護性に差を設けようとしても、それが極めて困難であり、実際的でないということを主張しているのである（原告第11準備書面（2018年11月12日付け）「第3 個人情報の分類の困難性」8頁以下など）。

本件の本質は、警備公安警察によって、明確な基準が示されないまま、公共の安全・秩序を害する者として一方的に決めつけられて、収集範囲についても明確な基準が示されないまま、際限なく、個人情報（本人同意も正確性の担保も最新性の担保もない）を収集、保管され、本人の同意も本人の利益も関係なく、明確な基準が示されないまま、内容を歪められて、勝手に利用されている点にある。この点は、上記第11準備書面でも述べ、原告第13準備書面（2019年5月13日付け）でも述べたとおりである。このような収集、保管、利用の実態に照らすならば、個々の個人情報を分けて、抽象的に類型化して、個別に要保護性をランク付けすることは、事案の本質から外れることとなる。

2 「新聞を読む」はたとえとして不適切である

被告は、「新聞を読む」という情報収集行為が、ある情報については違法にな

り、別の情報については違法にならない、ということはあると主張する。

しかし、そもそも警備公安警察の情報収集活動は「新聞を読む」だけに止まるものではない。警備公安警察は、従前より、視察内偵、聞き込み、張り込み、尾行、関係者との面接、ときには盗聴、信書の無断開封、資料の窃盗に及ぶなど、種々の手法を用いて情報収集を行ってきた。

おそらく被告は、「情報収集」の意味を意図的にすり替えるために「新聞を読む」たとえを持ち出したものと解される。本件で適法性が問われている情報収集行為は、警備公安警察による「政府批判や市民運動を行う市民は、公共の安全と秩序の維持の敵である」という現行憲法にそぐわない当該行政機関独自の価値観に基づいて、政府批判等を行う市民らについて、どこの誰が、いつ、どのような事柄につき、どのような行動・発言を行ったか、といった情報を集積してデータベース化するという目的のもと、行われる一連の行為である。それなのに、「新聞を読む」とのたとえを用いることは、あたかもそれのみが情報収集の方法であるかのような誤った印象を与えかねない。そのような不適切なたとえを前提にした議論は無意味である。

第2 上記準備書面の「第2 2018年11月12日付、原告準備書面、に対する反論その2 意見交換行為に違法は存しないこと。」に対して

1 情報提供は違法である

(1) 公共の安全と秩序の維持を目的とするものとは認められない

被告は、本件の情報提供（被告は「意見交換」などと言う。）は「公共の安全と秩序の維持の目的」で行われたものであると主張する。しかし、そのような目的で行われた情報提供であるとは認められない。ここで注意すべきは、「公共の安全と秩序の維持の目的」か否かは、岐阜県警警備部がそのように思うかどうかにより判断されるべきものではないということである。いうまでもなく、現行憲法体系下における警察法2条1項の解釈として法的・社会的に理解され

る「公共の安全と秩序の維持の目的」の概念に合致するか否かにより判断されるべきである。

本件議事録によれば、大垣警察署職員は、シーテック社の従業員を警察署の会議室に招いて情報提供を行った目的を、風力発電事業の反対運動が発生・発展することを防止するためであると述べた。「大垣警察署としても回避したい行為であり、今後情報をやり取りすることにより、平穏な大垣市を維持したいので協力をお願いします。」との発言には、地域住民が風力発電事業により発生する可能性が考えられる被害について懸念し、勉強会を開催したり、風力発電事業者に質問し真摯な回答を求めようとしたりすることを「回避したい行為」ととらえ、「平穏な大垣市を維持」することに反することと一方的に決めつけている警察の意図が端的に表れている。

しかも、シーテック社の従業員に提供されたのは、客観的な個人情報だけではない。警備公安警察は、原告らの情報に極端な評価付けをしてシーテック社に伝えている。例えば、「自然に手を入れる行為自体に反対する人物である」、「やっかいになる」、「来年の統一地方選挙に向けて動き出した気配がある」などの発言がこれにあたる。しかし、原告三輪についてみると、従来存在した自然環境に手を入れて大規模な養鶏場を営んでいることから明らかなように、およそ自然に手を入れることすべてに反対している者ではない。

一般に、自然環境に大きな変化がもたらされようとするとき、自然の中の生命体系にも人間の生活環境にも取り返しのつかない深刻な被害をもたらすことがあるから、このことを懸念し問題視し、風力発電事業者と話し合おうとする者が現れるのは当然のことである。そのための話し合いは、まともな社会のあり様としては必要な「やっかい」ごとであり、回避されるべき「やっかい」ではない。「やっかい」発言をした警察官にはこのような問題意識が欠落している。

また、風力発電事業の問題点を地域住民が考えようとするのと、「来年の

統一地方選挙」は関連性がない。これを勝手に結び付けて、「統一地方選挙に向けて動き出した気配がある」として政治問題として印象づけようとしているのは、極めて恣意的である。

これら評価は、原告らが連携して風力発電施設の建設の反対運動を展開し、あるいは全国に運動を広げて、シーテック社の事業の妨げになるという予想を裏付けるために述べられた。警察は、「このような人物と岐阜コラボ法律事務所（代理人注：原文ママ）との連携により、大々的な市民運動へと発展すると御社の事業も進まないことになりかねない」と述べて、シーテック社に、本来、風力発電事業を進めるに当たって話し合うべき相手である原告三輪、同松島ら地域住民に対する警戒心、敵対心を抱かせ、危機感を煽り、逆に、警備公安警察との「意見交換会」の継続を約束させたのである。これにより、風力発電事業に関して地域住民らと話し合うことになるシーテック社は、そこで得た様々な情報を警備公安警察に提供する協力関係にさせられたのである。

このように、本件における警備公安警察からシーテック社従業員に対する情報提供は、現行憲法体系下における警察法2条1項の解釈として法的・社会的に理解しうる「公共の安全と秩序の維持を目的」として行われたものではない。

（2）公共の安全と秩序の維持をはかる効果がない

被告は、「警察は、（中略）紛争の可能性について、紛争の防止と、拡大の抑止といった、公共の安全と秩序の維持の観点から関心を有しており、そういう意味で必要に応じて関係事業者と意見交換を行うことも、その任務の一つである」から「意見交換行為に違法性は存しない」と主張する。

一般的な抽象論としてはわからないではないが、それが本件とどのような関係があるのか不明である。風力発電事業に関して、本来、冷静に話し合うべき風力発電事業者側に誤った評価情報を提供して、冷静な話し合いの妨げになるようなことをすることに、公共の安全と秩序の維持をはかる効果などない。

警察の言動は逆効果となった。大垣警察署職員は「自然に手を入れる行為自

体に反対する人物である」、「やっかいになる」、「大々的な市民運動へと展開する」、「過激なメンバーが岐阜に応援に入る」、「身に危険を感じた場合は、すぐに110番して下さい」「メンバーを全国から呼び寄せることを懸念している」などと述べた。これら発言は、「御社の事業も進まないことになりかねない」ことに対するシーテック社の危機感を煽り、上鍛冶屋地区の住民らに対する不信感や敵対心を生じさせるものである。煽られたシーテック社は、「元来、過激な運動を起こす可能性のある上鍛冶屋地区」（同第3回議事録）、「近藤ゆり子の動向を聞くため訪問した」（同第4回議事録）との心証をいただくようになり、原告らに対する不信感、敵対心を増すようになった。

本来、事業者は、住民に対する説明を行い、対話に基づいて事業の進退や規模、内容を決めるべきであって、それこそが「公共安全と秩序の維持」の趣旨に沿うものである。そのために、事業者と住民らは、いわば「平穏な話し合い」のできる相手方としてお互いを認識できる関係を築く必要がある。それなのに、本件の情報提供は、事業者の住民らに対する不信を煽るものであった。これは平穏な話し合いができる関係を結ぶことを阻害するものであって、「公共安全と秩序の維持」を悪化させるものである。

(3) 法令の範囲を逸脱するものである

被告は、本件の情報提供は「法令等の範囲で行われたものである」と主張する。「法令等」とは警察法や条例（岐阜県個人情報保護条例）であるとも言う。しかし、警察法2条1項等によるとしても、明らかに法令の範囲を逸脱する違法な情報提供であることは、その目的が不当であることや、公共安全と秩序の維持にとって逆効果ですらあることに示されている。

そもそも、住民が自らの生活に影響を及ぼしうる企業の活動について何かしらの関心や疑問を持つことは正常な思考である。住民は、疑問を話し合い、勉強会を開き、企業に質問し回答を求め、誠実な対応と説明には感謝し、不誠実な対応には怒る。住民の疑問や異論に対して、企業は邪魔者として毛嫌いするの

ではなく、住民の納得を得るべくさらに説明を重ねるべきである。そこにあるのは市民社会における市民と企業との対話による民主的で健全な合意形成のプロセスである。何ら公共の安全と秩序の維持を害するものではなく、警察権力が介入すべきことではない。

本件の南伊吹風力発電施設の建設事業も同様である。関係当事者間で話し合うべき事柄について、大垣警察は秘密裏に介入し、企業に対して虚実交えた事実を吹聴し、企業の住民に対する不信感を煽った。企業に住民情報を集めさせるようなことまですることは、およそまともな警察活動とは言えない。本件の情報提供は、関係当事者の真摯な意見交換を妨害し、民主的な意思形成を阻害するという意味でも、法令の範囲を逸脱する違法な行為である。

2 情報提供は権利侵害である

被告は、原告らが提供されたと主張する情報は「プライバシー侵害を引き起こす内容ではな」と主張する。

しかし、すでに述べたとおり、警備公安警察において収集・保管されている原告らの個人情報には正確性を欠いているどころか、恣意的な評価が加えられることによって、情報提供を受けたシーテック社に無用で有害な不信感や敵対心、恐怖心さえ抱かせており、まともな事業者と地域住民との関係形成を妨害されている。これは憲法13条によって保障されている人格権に対する重大な侵害である。

このような重大な人格権侵害をしたことについて、被告が国賠法上の損害賠償責任を負うべきは当然である。

以上